

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第5367556号
(P5367556)

(45) 発行日 平成25年12月11日(2013.12.11)

(24) 登録日 平成25年9月20日(2013.9.20)

(51) Int. Cl. F I
G 0 6 F 11/28 (2006.01)
 G 0 6 F 11/28 J
 G 0 6 F 11/28 3 1 0 B
 G 0 6 F 11/28 3 4 0 A

請求項の数 3 (全 10 頁)

(21) 出願番号	特願2009-291746 (P2009-291746)	(73) 特許権者	000006013 三菱電機株式会社
(22) 出願日	平成21年12月24日(2009.12.24)		東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
(65) 公開番号	特開2011-134033 (P2011-134033A)	(74) 代理人	100094916 弁理士 村上 啓吾
(43) 公開日	平成23年7月7日(2011.7.7)	(74) 代理人	100073759 弁理士 大岩 増雄
審査請求日	平成23年12月1日(2011.12.1)	(74) 代理人	100093562 弁理士 児玉 俊英
		(74) 代理人	100088199 弁理士 竹中 考生
		(72) 発明者	浦 政博 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 三 菱電機株式会社内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 デバッグ支援方法

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

同一の応用プログラムおよび同一のOSを搭載した第1および第2の仮想環境で、上記第1の仮想環境は1個のCPUにて上記応用プログラムが実行され上記応用プログラムの第1のプログラムデータを作成し、上記第2の仮想環境は複数個のCPUにて上記応用プログラムが実行され上記応用プログラムの第2のプログラムデータを作成し、第3の仮想環境は上記第1および第2の仮想環境上の上記第1および第2のプログラムデータを比較して差異を検出し、
 上記第1および第2の仮想環境は上記応用プログラムの実行に関するデータをトレースしてトレースデータをそれぞれ作成し、
 上記第3の仮想環境は上記第1および第2のプログラムデータを比較して差異を検出すると、上記第1および第2の仮想環境にトレース停止命令を送信し、
 上記第1および第2の仮想環境は、上記トレース停止命令を受信するとトレースを停止するデバッグ支援方法。

【請求項2】

同一の応用プログラムおよび同一のOSを搭載した第1および第2の仮想環境で、上記第1の仮想環境は1個のCPUにて上記応用プログラムが実行され上記応用プログラムの第1のプログラムデータを作成し、上記第2の仮想環境は複数個のCPUにて上記応用プログラムが実行され上記応用プログラムの第2のプログラムデータを作成し、第3の仮想環境は上記第1および第2の仮想環境上の上記第1および第2のプログラムデータを比較し

て差異を検出し、

上記第1および第2の仮想環境は第1および第2のデバッガをそれぞれ有し、上記第3の仮想環境が上記第1および第2のプログラムデータを比較して差異を検出すると、上記第1および第2の仮想環境にOS停止命令を送信し、

上記第1および第2の仮想環境は、上記OS停止命令を受信すると第1および第2のデバッガを起動するデバッグ支援方法。

【請求項3】

上記第1および第2の仮想環境のプログラムデータは、メッセージキューであることを特徴とする請求項1または請求項2に記載のデバッグ支援方法。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

この発明は、CPUを複数個使用した際に発生する応用プログラムの障害を容易にデバッグすることができるデバッグ支援方法に関するものである。

【背景技術】

【0002】

従来のデバッグ支援方法は、CPUが複数個になった場合の動作が複雑になるため障害が発生した場合にその原因を追及するために多くの時間を費やしている（例えば、特許文献1参照）。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0003】

【特許文献1】特開2006-39763号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

従来のデバッグ支援方法は、CPUが複数個になった場合、動作が複雑となり障害の発生原因、障害にいたるロジックが見つげにくいという問題点があった。

【0005】

この発明は上記のような課題を解決するためになされたものであり、CPUの数が増えたことにより発生する障害の原因を容易にデバッグすることができるデバッグ支援方法を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0006】

この発明は、同一の応用プログラムおよび同一のOSを搭載した第1および第2の仮想環境で、第1の仮想環境は1個のCPUにて応用プログラムが実行され応用プログラムの第1のプログラムデータを作成し、第2の仮想環境は複数個のCPUにて応用プログラムが実行され応用プログラムの第2のプログラムデータを作成し、第3の仮想環境は第1および第2の仮想環境上の第1および第2のプログラムデータを比較して差異を検出し、

上記第1および第2の仮想環境は上記応用プログラムの実行に関するデータをトレースしてトレースデータをそれぞれ作成し、

上記第3の仮想環境は上記第1および第2のプログラムデータを比較して差異を検出すると、上記第1および第2の仮想環境にトレース停止命令を送信し、

上記第1および第2の仮想環境は、上記トレース停止命令を受信するとトレースを停止するものである。

また、この発明は、同一の応用プログラムおよび同一のOSを搭載した第1および第2の仮想環境で、上記第1の仮想環境は1個のCPUにて上記応用プログラムが実行され上記応用プログラムの第1のプログラムデータを作成し、上記第2の仮想環境は複数個のCPUにて上記応用プログラムが実行され上記応用プログラムの第2のプログラムデータを作成し、第3の仮想環境は上記第1および第2の仮想環境上の上記第1および第2のプログラ

10

20

30

40

50

グラムデータを比較して差異を検出し、
上記第1および第2の仮想環境は第1および第2のデバッガをそれぞれ有し、上記第3の仮想環境が上記第1および第2のプログラムデータを比較して差異を検出すると、上記第1および第2の仮想環境にOS停止命令を送信し、
上記第1および第2の仮想環境は、上記OS停止命令を受信すると第1および第2のデバッガを起動するものである。

【発明の効果】

【0007】

この発明のデバッグ支援方法は、上記のように行われているため、
 CPUを複数個使用した際に発生する応用プログラムの障害を容易にデバッグすることができる。

10

【図面の簡単な説明】

【0008】

【図1】この発明の実施の形態1のデバッグ支援方法に用いられるシステムの構成を示す図である。

【図2】図1に示したデバッグ支援方法の動作を説明するためのフローチャートである。

【図3】1個のCPUにて処理を行う際の動作を示したフローチャートである。

【図4】2個のCPUにて処理を行う際の動作を示したフローチャートである。

【図5】この発明の実施の形態2のデバッグ支援方法に用いられるシステムの構成を示す図である。

20

【図6】この発明の実施の形態3のデバッグ支援方法に用いられるシステムの構成を示す図である。

【図7】この発明の実施の形態4のデバッグ支援方法に用いられるシステムの構成を示す図である。

【図8】図5に示したデバッグ支援方法の動作を説明するためのフローチャートである。

【図9】この発明の実施の形態5のデバッグ支援方法に用いられるシステムの構成を示す図である。

【図10】図7に示したデバッグ支援方法の動作を説明するためのフローチャートである。

。

【発明を実施するための形態】

30

【0009】

実施の形態1.

以下、本願発明の実施の形態について説明する。図1はこの発明の実施の形態1におけるデバッグ支援方法に用いられるシステムの構成を示す図、図2は図1に示したデバッグ支援方法の動作を説明するためのフローチャート、図3は1個のCPUにて処理を行う際の動作を示したフローチャート、図4は2個のCPUにて処理を行う際の動作を示したフローチャートである。図において、第1の仮想環境としての第1の仮想OS110と第2の仮想環境としての第2の仮想OS120とは同一の応用プログラムと同一のOSとを有するものである。第1の仮想OS110と第2の仮想OS120との異なる点は、第1の仮想OS110は第1のCPU141の1個のCPUのみにて処理されるのに対し、第2の仮想OS120は第2のCPU142および第3のCPU143の2個のCPUにて処理される点である。

40

【0010】

そして、第1の仮想OS110には、第1の仮想OS110にて動作する応用プログラムの第1のプログラムデータ(共有メモリ)111と、応用プログラムの第1のプログラムコード112と、第1の仮想OS110にて実行された応用プログラムのデータ、例えば、応用プログラム内のプログラムデータが変更した時間のデータなどがトレースされトレースデータとして保存されるトレースデータ保持部113とを備えている。第2の仮想OS120には、第1の仮想OS110と同様に、第2の仮想OS120にて動作する応用プログラムの第2のプログラムデータ(共有メモリ)121と、応用プログラムの第2

50

のプログラムコード122と、第2の仮想OS120にて実行された応用プログラムのデータがトレースされトレースデータとして保存されるトレースデータ保持部123とを備えている。

【0011】

そして、第3の仮想OS130は、第1の仮想OS110の第1のプログラムデータ111および第2の仮想OS120の第2のプログラムデータ121をコピーするプログラムデータコピー部131と、プログラムデータコピー部131にコピーされた各プログラムデータを比較して差異を検出するプログラムデータ比較部132とを備えている。そして、第3の仮想OS130は第4のCPU144にて処理されている。

【0012】

次に、上記のように構成された実施の形態1のデバッグ支援方法の動作について図2に基づいて説明する。説明に際して、まず、CPUの数による処理の差について説明する。第1の仮想OS110上では、図3に示すように、第1のCPU141のみが第1のプログラムデータ(共有メモリ)111への書き込みを行うため、排他制御を取る必要がなく正常に動作する。これに対し、第2の仮想OS120上では、図4に示すように、複数の第2のCPU142および第3のCPU143が第2のプログラムデータ(共有メモリ)121への書き込みを行うため、第2のCPUが処理を行っている間に第3のCPUが処理を行う可能性があり、第2のCPU142および第3のCPU143間の排他制御がとれず誤った動作(バグ)が発生する可能性がある。よって、CPUの数が複数になると誤動作が発生する可能性がある。このデバッグを支援するために以下の動作を行う。

【0013】

まず、第3の仮想OS130を起動する(図2のステップST201)。このように第3の仮想OS130を最初に起動するのは、プログラムデータコピー部131が第1の仮想OS110および第2の仮想OS120の第1および第2のプログラムデータ(共有メモリ)111、121をコピーする準備を行うためである。次に、第1の仮想OS110、第2の仮想OS120を起動する(図2のステップST202)。次に、第1の仮想OS110、第2の仮想OS120上で動作させる応用プログラムの第1および第2のプログラムコード111、121をそれぞれ実行し、応用プログラムの第1および第2のプログラムデータを作成する(図2のステップST203)。

【0014】

次に、第1および第2のプログラムコード111、121の動作中は、あらかじめ決められた第1のOS141、第2のOS142が第3のOS143かで、第1および第2のプログラムコード111、121の特定の箇所を実行するごとに、該当応用プログラム部分の実行に関してデータをトレースして、トレースデータとして第1および第2のトレースデータ保持部113、123にそれぞれ記録する(図2のステップST204)。次に、第3の仮想OS130は第1の仮想OS110で動作する応用プログラムの第1のプログラムデータ111、第2の仮想OS120上で動作する応用プログラムの第2のプログラムデータ121をプログラムデータコピー部131に周期的にコピーする(図2のステップST205)。

【0015】

次に、第3の仮想OSはプログラムデータ比較部132を用いてプログラムデータコピー部131によってコピーした第1の仮想OS110、第2の仮想OS120の各プログラムデータを比較する(図2のステップST206)。次に、第1の仮想OS110、第2の仮想OS120のプログラムデータ間で差異を検出した場合は、その内容をユーザに通知する(図2のステップST207)。

【0016】

上記のように構成された実施の形態1によれば、同一の応用プログラム、同一のOSを有する仮想環境をCPU数の違い以外に差異のない状況で動作させることができ、この動作を実行している瞬間のプログラムデータを別の仮想環境が監視することにより、その差異が発生した瞬間を容易に識別することができる。よって、これに基づいてデバッグを支

10

20

30

40

50

援することができる。また、第1の仮想OS、第2の仮想OS上で動作するトレースデータを保持しているため、その差異が検出された時点までトレースデータを比較することにより、CPUの数の差異によるOS、応用プログラムの動作差異を容易に明らかにすることができる。このように、CPUが複数個になった場合のみに発生する障害の原因調査が容易となる。

【0017】

尚、上記実施の形態1では第2の仮想OSを2個のCPU上で動作させた場合のデバッグについて述べたが、図5に示すように第2の仮想OSに第5のCPU344を追加して、3個のCPUを用いて動作させた場合についても、また、それ以上の個数のCPUを用いて動作させたとしても、上記実施の形態1と同様にデバッグの支援を行うことができる。

10

【0018】

また、上記実施の形態1ではプログラムデータとして共有メモリを対象とする場合のデバッグについて述べたが、これに限られることはなく、例えば、図6に示すように第1および第2のプログラムデータ111、121としてメッセージキューを対象とすることもできる。この場合、上記実施の形態1と同様にデバッグすることができるのはもちろんのこと、メッセージキューは複数のメッセージを送出する機能を有しており、そのメッセージの内容と、メッセージを送出しているCPUと、その送出時間とを特定できるため、CPU間の排他制御が取れずメッセージの送出順番に誤りがあった場合でも、その動作に対するデバッグが可能になる。

20

【0019】

実施の形態2。

図7はこの発明の実施の形態2におけるデバッグ支援方法に用いられるシステムの構成を示す図、図8は図7に示したデバッグ支援方法の動作を説明するためのフローチャートである。上記実施の形態1では応用プログラムが動作する仮想OSがトレースデータをトレースし続ける場合について示したが、本実施の形態2においては、各仮想OS間の各プログラムデータに差異を検出した場合には、トレースデータの記録を停止し、容易にデバッグの支援を行うことができるものである。

【0020】

図において、上記実施の形態1と同様の部分は同一符号を付して説明を省略する。第1の仮想OS110に配設されたトレース停止命令を受信するトレース停止命令受信部514と、第2の仮想OS120に配設されたトレース停止命令を受信するトレース停止命令受信部524と、第3の仮想OS130に配設されプログラムデータ比較部132にて第1の仮想OS110および第2の仮想OS120の各プログラムデータに差異があると検出されると、第1の仮想OS110の第1のトレース停止命令受信部514および第2の仮想OS120の第2のトレース停止命令受信部524にトレース停止命令を送信するトレース停止命令送信部533とを備える。

30

【0021】

次に、上記のように構成された実施の形態2のデバッグ支援方法について図8に基づいて説明する。まず、上記実施の形態1と同様の動作を行い、第3の仮想OS130のプログラムデータ比較部132にてプログラムデータコピー部131によってコピーした第1の仮想OS110、第2の仮想OS120の各プログラムデータを比較して、第1の仮想OS110、第2の仮想OS120のプログラムデータ間で差異を検出した場合、第3の仮想OS130はトレース停止命令送信部533から第1の仮想OS110、第2の仮想OS120にトレース停止命令を送信する(図8のステップST606)。次に、第1の仮想OS110、第2の仮想OS120は第3の仮想OS130からのトレース停止命令を第1および第2のトレース停止命令受信部514、524で受信して、トレースを停止する(図8のステップST607)。

40

【0022】

上記のように構成された実施の形態2によれば、上記実施の形態1と同様の効果を奏す

50

るのはもちろんのこと、第1の仮想OSと第2の仮想OSとの各プログラムデータ間で差異が検出された際に、第1の仮想OSおよび第2の仮想OSにおけるトレースデータの記録を停止するため、障害が発生したと想定される時点付近のトレースデータを、作業者が解析する際に容易に識別できる。

【0023】

実施の形態3.

図9はこの発明の実施の形態3におけるデバッグ支援方法に用いられるシステムの構成を示す図、図10は図9に示したデバッグ支援方法の動作を説明するためのフローチャートである。上記実施の形態1では応用プログラムが動作する仮想OSがトレースデータをとり続ける場合について述べたが、本実施の形態3においては仮想OS間の各プログラムデータに差異が出た際に、仮想OSの動作を停止してデバッガを起動するものである。

10

【0024】

図において、上記実施の形態1と同様の部分は同一符号を付して説明を省略する。第1の仮想OS110に配設されたOS停止命令を受信する第1のOS停止命令受信部714と、第1の仮想OS110に配設された第1のデバッガ部715と、第2の仮想OS130に配設されたOS停止命令を受信する第2のOS停止命令受信部724と、第2の仮想OS120に配設された第2のデバッガ部725と、第3の仮想OS130に配設されプログラムデータ比較部132にて第1の仮想OS110および第2の仮想OS120の各プログラムデータに差異があると検出されると、第1の仮想OS110の第1のOS停止命令受信部714および第2の仮想OS120の第2のOS停止命令受信部724にOS停止命令を送信するOS停止命令送信部733とを備える。

20

【0025】

次に、上記のように構成された実施の形態3のデバッグ支援方法について図10に基づいて説明する。まず、上記実施の形態1と同様の動作を行い、第3の仮想OS130のプログラムデータ比較部132にてプログラムデータコピー部131によってコピーした第1の仮想OS110、第2の仮想OS120の各プログラムデータを比較して、第1の仮想OS110、第2の仮想OS120のプログラムデータ間で差異を検出した場合、第3の仮想OS130はOS停止命令送信部733から第1の仮想OS110、第2の仮想OS120にOS停止命令を送信する(図10のステップ806)。

30

【0026】

次に、第1の仮想OS110、第2の仮想OS120は第3の仮想OS130からのOS停止命令を第1および第2のOS停止命令受信部714、724で受信した後、それぞれ第1および第2のデバッガ部715、725の各デバッガを起動する(図10のステップ807)。尚、第1の仮想OS110、第2の仮想OS120の停止命令が発生されると、自ずと、トレースデータの中断される。そして、このことにより、仮想OSおよび応用プログラムのデータを容易に確認することができる。また、デバッガが終了し、動作が再開されると、再び中断された時点から上記動作が繰り返され、トレースも再開される。

【0027】

上記のように構成された実施の形態3によれば、上記実施の形態1と同様の効果を奏するのはもちろんのこと、第1の仮想OSと第2の仮想OSとの各プログラムデータ間で差異が検出された際に、第1の仮想OSおよび第2の仮想OSにおいてデバッガすることができる。そして、このデバッガを起動することで障害が発生したと想定される時点における仮想OSならびにアプリケーションプログラムのデータを確認することができる。

40

【符号の説明】

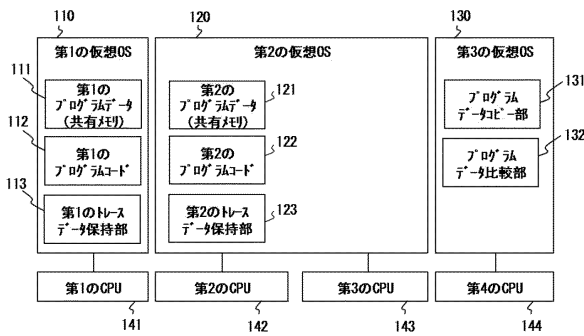
【0028】

110 第1の仮想OS、111 第1のプログラムデータ、
 112 第1のプログラムコード部、113 第1のトレースデータ保持部、
 120 第2の仮想OS、121 第2のプログラムデータ、
 132 第2のプログラムコード部、123 第2のトレースデータ保持部、

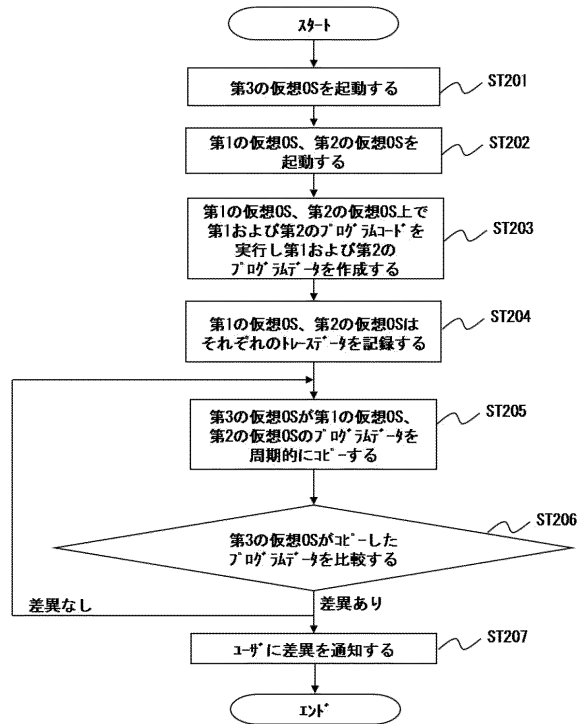
50

- 1 3 0 第3の仮想OS、1 3 1 プログラムデータコピー部、
- 1 3 2 プログラムデータ比較部、1 4 1 第1のCPU、1 4 2 第2のCPU、
- 1 4 3 第3のCPU、1 4 4 第4のCPU、3 4 4 第5のCPU、
- 5 1 4 第1のトレース停止命令受信部、5 2 4 第2のトレース停止命令受信部、
- 5 3 3 トレース停止命令送信部、7 1 4 第1のOS停止命令受信部、
- 7 1 5 第1のデバッガ部、7 2 4 第2のOS停止命令受信部、
- 7 2 5 第2のデバッガ部、7 3 3 OS停止命令送信部。

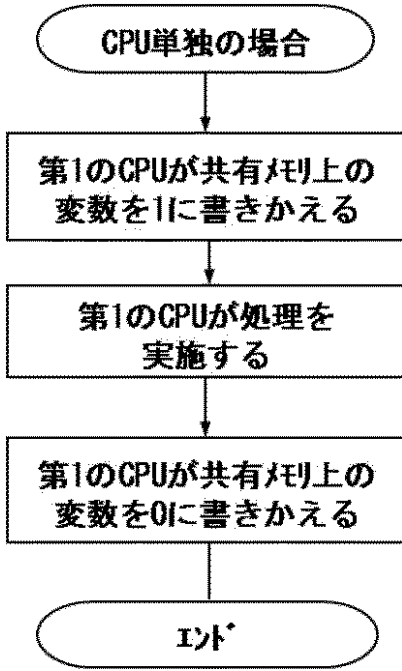
【図1】



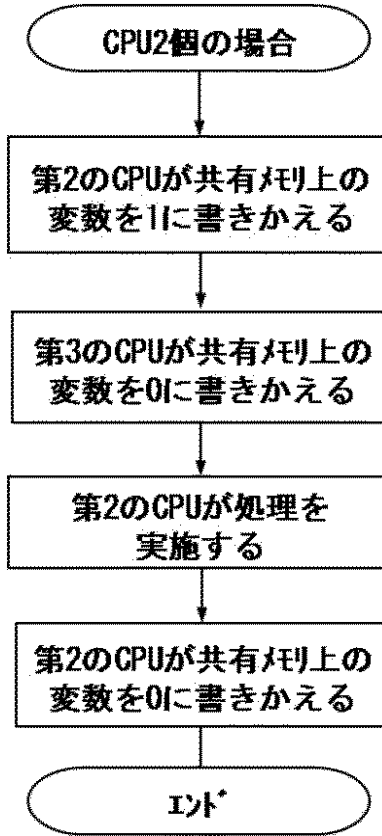
【図2】



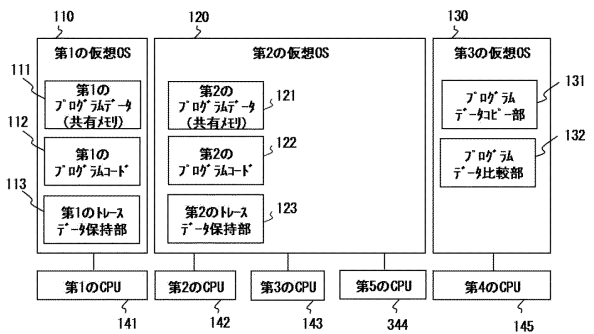
【図3】



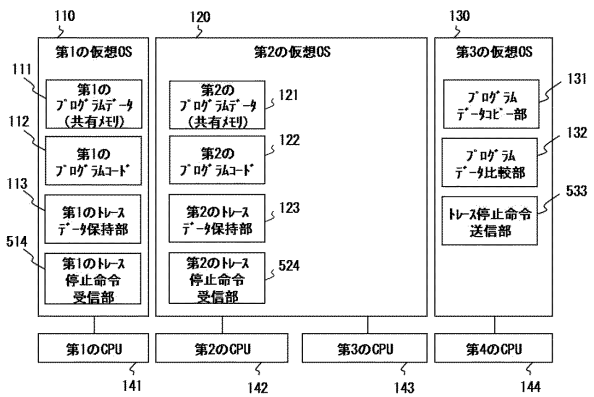
【図4】



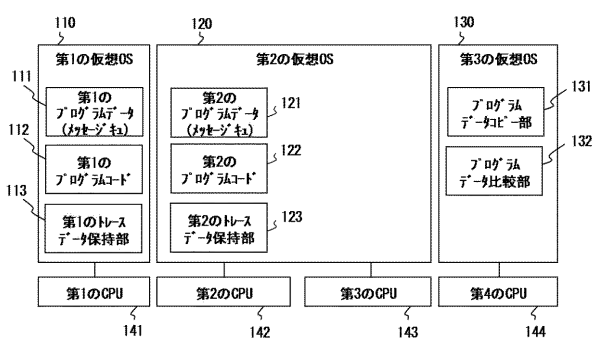
【図5】



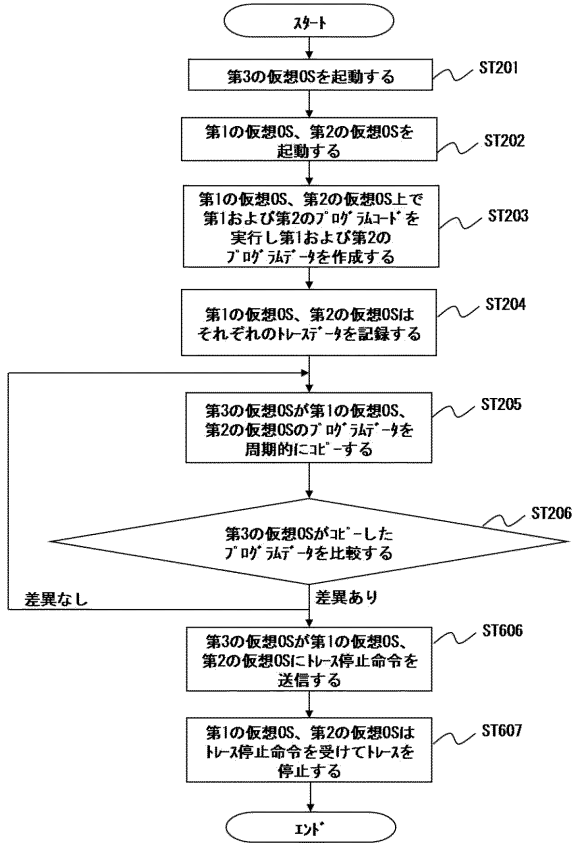
【図7】



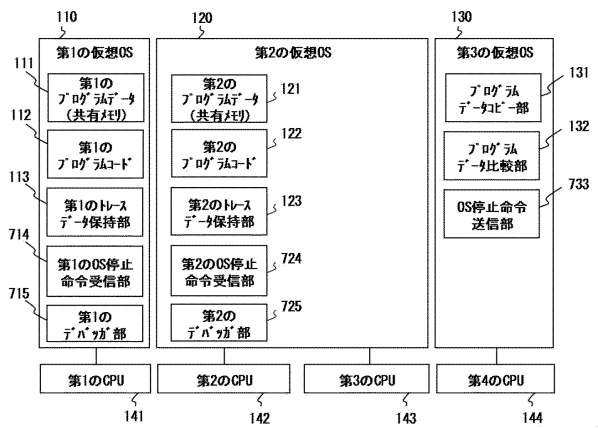
【図6】



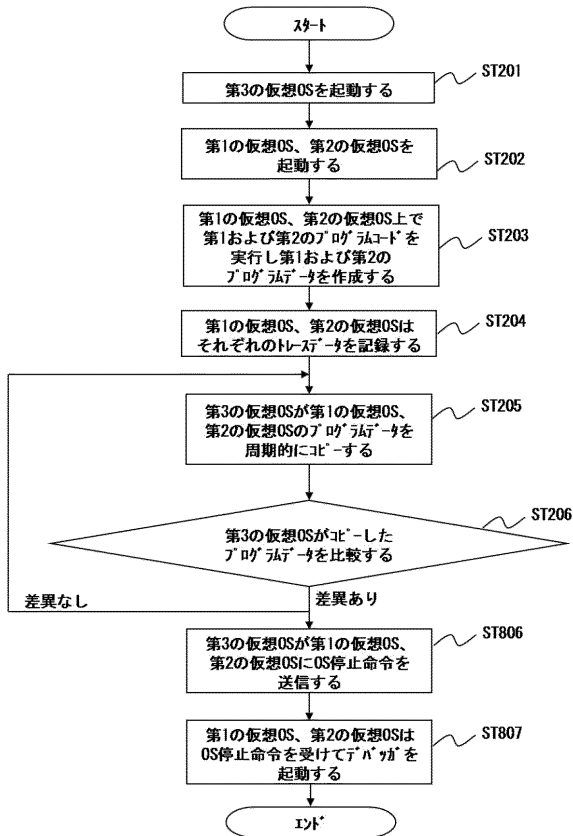
【図8】



【図9】



【図10】



フロントページの続き

審査官 多賀 実

(56)参考文献 特開2004-355233(JP,A)
特開平07-271631(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G06F 9/46

G06F 11/16 - 11/20

G06F 11/28 - 11/36